

# 交通事故防止チラシ（飲酒運転の根絶編）

自転車も飲酒運転は、  
犯罪です！



令和6年11月1日～道路交通法が改正され、  
自転車の酒気帯び運転も処罰の対象となります。

他の車両につきましても飲酒運転を行うと、

交通事故に直結する行為になりますので、

飲酒したら絶対に運転しない等の

飲酒運転根絶に努めてください。



電動小型

モビリティも

飲酒運転は、

交通違反です。



## 飲酒運転の禁止

酒酔い運転  
5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金  
酒気帯び運転  
3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

この行為も犯罪です！



- ・ 酒気を帯びている者に車を貸す。
- ・ 運転手に酒を勧める。
- ・ 飲酒運転の車に同乗する。

NO

飲酒運転をすると、  
運転手の「情報処理能力」・  
「注意力」・「判断力」・「理性」が  
低下して、交通事故の発生の  
危険性が格段に高くなるため、  
絶対にやってはいけない  
行為なんだ！



## 飲酒運転を「しない、させない」ために次のことを実践しよう！

### 公共交通機関を利用しましょう！



### 代行業者を頼みましょう！



全員がお酒を飲んで  
運転できない時は…

### お酒を飲まない人に 運転をお願いしましょう！



## 飲酒運転のない道路交通を目指しましょう！

交通指導課では、飲酒運転を根絶するために、愛知県警察ホームページに、「飲酒運転根絶BOX」を開設し、県民の方々から、飲酒運転情報を収集しています。提供のありました情報をもとに、飲酒運転根絶のために、検挙活動を行っております。県民の方々には、飲酒運転情報の提供をお願いします。



下の2次元コードを読み込むと  
飲酒運転根絶BOX「入力フォーム」  
が表示されます。



匿名通報  
OKです！

